

(別表) 平成30年度神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース」の概要

		訓練コース	分野	コース概要	訓練設定時間	訓練期間	標準定員	計画人数	委託費上限額 (予定価格は別途算定)	定着支援経費	
離職者等委託訓練事業	専門人材育成コース	1	名称独占資格等取得コース	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 美容師・理容師 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 歯科技工士 <input type="checkbox"/> 製菓衛生士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 <input type="checkbox"/> その他提案 (2のITスキル資格を除く)	厚生労働大臣の指定する介護福祉士の養成課程を活用した訓練コース 厚生労働大臣の指定する保育士の養成課程を活用した訓練コース 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする訓練コース (ただし、訓練期間中に資格試験及び合格発表があること。)	24か月 (700時間以上/年)	(24か月) 平成30年4月～平成32年3月	10人 20人	40人 80人	97,200円/人月 (税込) 90,000円/人月 (税抜)	訓練修了後3か月以内に関連職種に就職した者について、就職後180日継続して雇用されていた場合 54,000円/人 (税込) 50,000円/人 (税抜) (訓練内容に関連する職業への就職であれば雇用形態は問わない。)
			ITスキル資格取得コース	<input type="checkbox"/> 応用情報技術者 <input type="checkbox"/> シスコ技術者認定 <input type="checkbox"/> その他提案	経済産業省により公表されている「ITスキル標準 (ITSS)」において「要求された作業を全て独力で遂行する」ことができることとされているレベル3 (ミドルレベル) 相当以上の資格取得を目標とする訓練コース (ただし、訓練期間中に資格試験及び合格発表があること。)	12か月又は24か月 (1,400時間以上/年)	(12か月) 平成30年4月～平成31年3月 (24か月) 平成30年4月～平成32年3月	15人	150人	※ただし、次の分野を優先して選定します。 ・情報通信分野(2,3の訓練コース)50人 ・観光分野(3の訓練コース)25人	
		3	職業実践専門課程コース	<input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 医療事務 <input type="checkbox"/> 商業事務 <input type="checkbox"/> 食品サービス <input type="checkbox"/> デザイン <input type="checkbox"/> 服飾 <input type="checkbox"/> セレモニー (ブライダル、フューネラル) <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> その他提案	学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 (平成25年文部科学省告示第133号) に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した訓練コース	12か月又は24か月 (700時間以上/年)	(12か月) 平成30年4月～平成31年3月 (24か月) 平成30年4月～平成32年3月				
		4	専門職学位課程コース	<input type="checkbox"/> 法務博士 <input type="checkbox"/> その他提案	学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指す訓練コース	12か月又は24か月 (700時間以上/年)	(12か月) 平成30年4月～平成31年3月 (24か月) 平成30年4月～平成32年3月				

注1 公務員を目指す訓練コースは、本事業の対象外であるため提案できません。

注2 神奈川県が運営する職業能力開発施設で実施している訓練と同内容のもの及び県の施策として推進していない内容のものは提案できません。(例：二級自動車整備士、准看護師)

注3 訓練コース1及び2について (介護福祉士、保育士を除く) は、国との協議結果により、本事業の対象とならない場合があります。

注4 各訓練コースの標準定員及び計画人数を超えて選定することがあります。